飯田市骨髄バンクドナー助成事業

骨髄移植の推進及びドナー※登録拡大の推進を図るために、ドナー及びドナーが勤務する事業所へ助成金を交付します。

※ ドナー：公益財団法人日本骨髄バンクが実施する移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律第２条第５項に規定する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業により骨髄等を提供する者。

１　対象者・対象要件

次のいずれにも該当する方及びその方を雇用する国内の事業所（国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除きます。）

⑴ ドナーであり、骨髄等の提供を完了し、これを証明する書類の交付を受けた方
⑵ 骨髄等を提供した日及び助成金申請時において市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている方
⑶ 市税等の滞納がない方
⑷ 飯田市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない方
⑸ 他の地方公共団体等から骨髄の提供に係る助成金等の交付を受けていない方

２　補助額

〇ドナー　骨髄等の提供に係る同意をした以後の入通院等１日につき２万円
１回の提供につき上限10日

〇事業所　骨髄等の提供に係る同意をした以後のドナーの入通院等１日につき１万円
１回の提供につき上限10日
ドナーが複数の事業所に勤務されている場合はお問合せください。

通院等に要した日数は、骨髄等の提供に係る同意をした以後の、次に掲げる通院等に係る日数を合計したものとします。ただし、骨髄等の採取術又はこれに関連した医療措置によって生じた健康被害に係る通院等の日数は含まれません。

⑴ 健康診断に係る通院
⑵ 自己血貯血に係る通院
⑶ 骨髄等採取に係る入院
⑷ その他骨髄等の提供に関し、骨髄バンクが必要と認める通院等

３　申請の方法

骨髄等の提供が完了した日から６月以内に助成金の交付の申請をしてください。

〇ドナー　飯田市骨髄バンクドナー助成事業助成金交付申請書（ドナー用）（様式第１号）
添付書類　⑴ 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を完了したことを証明する書類

⑵ 骨髄バンクが発行する通院等をしたことを証明する書類
⑶ 個人番号カードその他の飯田市の住民基本台帳における住所及び本人の確認ができる書類
⑷ 市税完納証明書
⑸ その他、市長が必要と認める書類

〇事業所　飯田市骨髄バンクドナー助成事業助成金交付申請書（事業所用）（様式第２号）
添付書類 ⑴ 登記事項証明書等の事業所の所在を証明する書類
⑵ ドナーとの雇用関係を証明する書類又は自ら個人事業を営んでいることがわかる書類
⑶ ドナーが通院のために休暇をしたことを証明する書類
⑷ 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を完了したことを証明する書類
⑸ 骨髄バンクが発行する通院等をしたことを証明する書類
⑹ 市税完納証明書
⑺ その他、市長が必要と認める書類
※事業所が申請する日以前に、雇用するドナーが申請している場合には、⑷及び⑸の添付は省略できます。

４　助成事業に関する問い合わせ・申請先

【飯田市　こども未来健康部　健康づくり推進室　健康推進係】
住所　〒395-8501　飯田市大久保町 2534 番地（飯田市保健センター　１階）
電話　0265-22-4511　内線 5511
時間　８時 30 分～17 時 15 分（土日・祝日・年末年始を除く）

▼ドナー登録について

〇ドナー登録の方法
⑴ 日本骨髄バンクのホームページで、「チャンス　- ドナー登録のしおり - 」をお読みのうえ、制度のご理解及び登録条件の確認をしてください。
◆「チャンス - ドナー登録のしおり - 」の URL 及び QR コード
https://www.jmdp.or.jp/reg/guidebook/01.html
⑵ 登録申込書に記入・署名し、献血ルーム等の窓口に提出します。
◆最寄りの窓口：長野県飯田保健福祉事務所（飯田保健所）
健康づくり支援課保健衛生係　電話番号　0265-53-0444
⑶ 登録窓口で 2ml の採血をし、白血球型（Hla 型）を検査します。
検査に費用はかかりません。
⑷ 後日、日本赤十字社から「登録確認書」が送られてきたら登録完了です。
ドナー登録された方の白血球型は、患者さんとの Hla 型適合検索を定期的に行います。

〇ドナー登録できる方
・骨髄、末梢血幹細胞の提供の内容（「チャンス」を読んで）を十分に理解されている方
・年齢が 18 歳以上、54 歳以下で健康な方
・体重が男性 45 ㎏以上、女性 40 ㎏以上の方